

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

第7準備書面

令和6年7月16日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

令和6年7月17日（水）の控訴人らの更新弁論の内容は別紙のとおりである。

女川原発2号機運転差止請求控訴事件
司法審査の在り方
「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」
と避難計画の実効性欠如

2024.7.17

仙台高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 甫 守 一 樹

【水戸地裁令和3年3月18日判決（甲A49）257頁】

**深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し
又は不十分**な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということ
はできず、周辺住民の生命、身体が害される**具体的危険がある**とい
うべきである。



この判断枠組みを**採用**すべきです

✓ 現行原子力法規制が「**5層の深層防護の徹底**」を求めていること



✓ 「5層の深層防護の徹底」は「**福島原発事故の教訓**」に基づくこと



✓ 「5層の深層防護の徹底」がない原発は「**安全と評価できない**」こと



5層の深層防護の徹底がない原発に内在する危険（リスク）は「具体的危険」と解釈すべき

1 現行原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていること

「安全」とは何か

科学技術を利用した機械、装置 → 何かしらの危険（リスク）が伴っているもの

「安全」とは

- ✓ 科学技術を利用した機械や装置を社会で利用するための**要件**
- ✓ 「許容できない危険（リスク）がないこと」（ISO/IEC GUIDE 51:2014）



許容せざるを得ない**限度まで危険（リスク）が低減**されて初めて、**「安全」**と評価することができる

原発に求められる安全とは = 問題の所在

1 科学の不定性・究明、獲得途上の専門知

4

原子力科学技術の異質性、被害の特異性

- I) 原発事故被害が、
 - i) **不可逆・甚大性**…遺伝子を傷つけて回復できない。大量の被ばくは死に至る
 - ii) **広範囲性**…極めて広範な地域（我が国に留まらない）に大量の放射性物質をまき散らす
 - iii) **長期・継続性**…半減期が長く、原発の利用を承認していない将来世代にも深刻な被害を生じさせかねない
 - iv) **全体性**…地域のコミュニティ（伝統や文化）を根こそぎ破壊するという特徴（特異性）を有すること。
- II) 原発で発生されるエネルギーが膨大→**直ちに停止できないこと。**
- III) 安全確保対策の要である安全装置は、**想定を超える自然災害等に対して極めて脆弱**であること。
- IV) 地震や火山など、科学的に**不確実**な現象に対応しなければならないこと。

最判平成4年10月29日民集第46巻7号1174頁〔伊方最高裁判決〕も同旨

原発事故被害は、**万が一にも起こしてはならない**

にもかかわらず……

安全対策は、**不確実かつ不安定**

原発は、他の科学技術の利用に伴うリスクとは**質的に異なる危険**を内在している。

原発は、どうすれば**「安全」**と評価できるか

原発に求められる安全 = IAEAの「深層防護」= 定義

国際原子力機関 (IAEA)

▶ 原発の安全基準に「**深層防護**」の考え方を適用

- ✓ IAEAの最上位の安全基準である「基本安全原則」(SF-1)

深層防護とは

一般に、

- ▶ 安全に対する**脅威から人を守ることを目的として**
- ▶ ある目標を持った**幾つかの障壁 (防護レベル) を用意して**
- ▶ **各々の障壁が独立して有効に機能することを求める**
という考え方 (甲A48 : 67頁)

甲A48

NREP-002

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成28年6月29日策定
平成28年8月24日改訂
平成29年11月8日改訂
平成30年12月19日改訂
令和4年12月14日改訂
原子力規制委員会

